

子育て世帯を応援する商品券を交付します

多子世帯の経済的負担の軽減や子育て世帯を応援するため、町内で利用できる「多子世帯応援商品券」と「子育て応援商品券」を子育て世帯に交付します。

対象となる世帯は

- 多子世帯応援商品券・・・18歳以下の子どもが3人以上いる世帯
- 子育て応援商品券・・・15歳以下の子どもがいる世帯

対象世帯には、8月下旬に商品券の引換券を送付します。引き換え場所にて、1万円分の商品券に引き換えていただき、9月1日～12月31日の期間中ご使用いただけます。

詳しくは、送付する説明書をご覧ください。子育て支援課までご連絡ください。

①多子世帯応援商品券

②子育て応援商品券



おいずもの子育て応援事業所を認定します

働きながら安心して子どもを産み育てることができる職場環境づくりを推進し、奥出雲町全体の子育て環境の気運を高めていきたいと考え、今年度から仕事と子育ての両立の推進や子育て支援に積極的に取り組んでいる事業所を認定・奨励します。

申請の受付は9月～10月上旬の予定で、「奥出雲町子ども子育て会議」で審査・選考し、町長が認定します。

認定された事業所には、奨励金をお渡しする他、町のHPや情報・広報等で広く紹介します。

詳しくは、子育て支援課までお問い合わせください。

TEL：(0854)52-2206 有線：20-4271

- 〜口座振替のお知らせ〜
- 税金・使用料など公共料金の8月分の口座振替は8月31日(月)です。
- 今回の振替は次の14項目です。
- 町県民税(第2期)
 - 国民健康保険税(第5期)
 - 後期高齢者医療保険料
 - 情報通信使用料
 - 簡易水道使用料
 - 下水道使用料
 - 保育料
 - 住宅使用料
 - 住宅駐車場使用料
 - 住宅共益費
 - 老人ホーム入所費用等徴収金
 - 訪問看護利用料
 - 介護サービス利用料
 - 介護老人保健施設利用料
- *納税通知書等で金額をご確認いただき今一度通帳残高をお確かめいただきますようお願いいたします。
- 下水道使用料金は(公共農集合併)について
- ◎使用人数の変更(転入・転出・出生・死亡)があった場合は、速やかに役場水道課へ届出を提出して下さい。使用人数によって使用料金が変わります。

【マイナンバー制度(社会保障・税番号制度)が始まります】

町民の皆様

お一人おひとりに

マイナンバー(個人番号)が記載された通知カードが届きます

(赤ちゃんからご高齢の方まで 住民票のある方すべてが対象です)
*住民票の住所へ、世帯主あてに簡易書留で郵送されます。

10月から



*広報7月号からの続き

【なぜ、マイナンバー制度を導入する?】(以下、国の資料より)

① 公平・公正な社会の実現

その人の所得や行政サービスの受給状況を把握しやすくなるので、不正(例:所得を隠して生活保護を受ける)を防止するとともに、本当に困っている方へ支援を行うことができます。

② 国民の利便性の向上

町や県などへの申請が簡単になる(例:添付書類が不要になる)など、行政サービスを受けるための負担が軽減されます。また、その人にあった行政サービスのお知らせを受け取ることができます。

③ 行政運営の効率化

その人の情報を市町村や都道府県間で照合、確認する手間を削減します。



なるほど。マイナンバーをいろんな会社のサービスにも使えば、すごく便利になるような気がするわ。



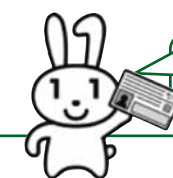
それはダメだよ!!!

マイナンバーは、「社会保障」「税」「災害対策」の3つの分野に限定され、更に法律で定められた行政手続にしか使えないんだ。(*)

- 社会保障 (年金、生活保護など)
- 税 (源泉徴収票、確定申告など)
- 防災対策 (被災者台帳など)



…難しいなあ。結局、どうすればいいの?



それはね・・・(広報9月号へ続く)

*平成28年1月時点。その後、使える分野、範囲が広がる可能性があります。

マイナンバー制度に関するお問い合わせ先

【全国コールセンター】 0570-20-0178 平日9:30~17:30 (要 通話料)

【役場総務課】 有線 31-5224 NTT 54-2505

*マイナンバーに便乗した特殊詐欺にご注意ください。